

ハラスメントの防止

当社はセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを重大な人権侵害と考え、その防止に注力しています。

社内外に設けている通報・相談窓口(P6)が利用しやすい身近な存在となるよう、定期的に社内報で通知するなどして周知しています。その一環として、2011年2月には、全社員にハラスメント防止啓発冊子「セクハラ・プリベント」を配付しました。なお、2011年度中に、窓口への通報はありませんでした。

このほか、2011年4月には、ヒューマンサポート委員会主導のもと、各部署毎にセクシャルハラスメント防止教育を実施するなど、社員の知見を高めることにも取り組んでいます。



啓発冊子
「セクハラ・プリベント」